

競争参加者の資格に関する公示

令和2・3年度 阿賀川河川事務所湯川可動堰等管理支援業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和元年12月19日

北陸地方整備局長 吉岡 幹夫

1 業務概要

(1) 業務名 令和2・3年度 阿賀川河川事務所湯川可動堰等管理支援業務

(2) 業務内容 本業務は、河川管理業務の支援として、以下に掲げる内容を行うものである。

なお、契約図書等に定められる職員（以下「調査職員」という。）による指示及び承諾行為は、受注者の代表者（以下「管理技術者」という。）に対して行うため、実施する現場従事者（以下「担当技術者」という。）は管理技術者の管理下において業務を行うものである。

- 1) 堰等の操作規則又は操作要領（以下「操作規則等」という。）に基づき、当該堰等の操作支援を行う。なお、実施に当たっては、操作技術の習熟に努めるものとする。また、操作規則等に定める洪水警戒体制の実施に該当する時には、調査職員との密な情報連絡に努めるものとする。
- 2) 操作に必要な水理・水文情報、気象情報等の収集・整理及び操作状況の関係機関への情報伝達を行う。
- 3) 堰等本体及びその周辺施設が常に良好な状態に維持されるよう、次の事項について目視による点検並びに調査職員との情報連絡を行うものとする。
 - ①堰等本体及びその周辺の適正な管理に関すること。
 - ②管理設備における計器類の異常に関すること。
 - ③施設の湛水区域または影響区域の適正な管理に関すること。
 - ④その他以下の緊急事態に関する事項。
 - ・操作機器及びその他機器の異常が認められたとき
 - ・その他災害発生防止のための措置が必要と判断されたとき
- 4) 施設管理に関する以下の記録・資料作成に関する支援を行う。
 - ①出水時の操作記録
 - ②目視による点検記録並びに管理運転記録
 - ③湯川洗堰操作運転支援システムの記録

※月1回とし、各年月毎に整理し、電子媒体に保存する。

(3) 履行期間 令和2年4月1日から令和4年3月31日

2 申請の時期

令和元年12月19日から令和2年1月20日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、令和2年1月21日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、開札の時までに設計共同体としての資格の認定を受けていなければならない。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、令和元年12月19日から北陸地方整備局総務部契約課工事契約調整係（〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館 電話 025-280-8880（代表）内線 2523）において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に令和2・3年度 阿賀川河川事務所湯川可動堰等管理支援業務設計共同体協定書（4（4）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は（1）に示す申請書の交付場所に同じ。

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年10月1日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成30年10月1日付け公示」という。）6（測量・建設コンサルタント等業務）の（1）から（4）までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 北陸地方整備局（港湾空港関係除く）における平成31・32年度の土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③ 北陸地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。

④ 平成30年10月1日付け公示5（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

(2) 業務形態

① 構成員の分担業務が、業務の内容により、令和2・3年度 阿賀川河川事務所湯川可動堰等管理支援業務設計共同体協定書において明らかであること。

② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、令和2・3年度 阿賀川河川事務所湯川可動堰等管理支援業務設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、令和2・3年度 阿賀川河川事務所湯川可動堰等管理支援業務設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙1に示された「〇〇設計共同体協定書」によるものであること。

5 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4（1）②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4（1）②の認定を受けていない構成員が4（1）②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4（1）②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る開札の時までに4（1）②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

設計共同体の名称は、「令和2・3年度 阿賀川河川事務所湯川可動堰等管理支援業務△△・××設計共同体」とする。